

木津川漁業協同組合京内共第7号
第五種共同漁業権遊漁規則

木津川漁業協同組合

木津川漁業協同組合京内共第7号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、木津川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭もしくは組合が別に定める様式による。なお、年券甲については所定の顔写真を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員もしくは、他の遊漁者（第1項の承認をうけた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁業の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ蘭の規模においてエ欄の期間内でなければならない。

ア 魚種		イ 漁具漁法	ウ 規模	エ 期間
あゆ		手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	5月26日から12月31日までの期間内 で、組合が定めて公表する期間
		素掛け		友釣専用区の素掛けは、 9月1日（正午）から12月31日まで
		投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	8月16日（正午）から12月31日まで 友釣専用区内は 9月1日（正午）から12月31日まで
こい		手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	1月1日から4月30日まで 6月1日から12月31日まで
		投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	
ふな		手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	1月1日から4月19日まで 5月21日から12月31日まで
		投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	
うなぎ・はえ		手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	1月1日から12月31日まで
		投網、刺網	1人2統以内 網目3cm以上	
ます類	あまご	手釣、竿釣	同時に使用する場合 2竿以内	3月1日から9月30日まで
	にじます			1月1日から12月31日まで
こい ふな		ごっそり網	1人2統以内 網目9cm以上	8月1日から12月31日まで
あゆ・こい・ふな うなぎ・はえ		水眼鏡、水視眼鏡 を使用して行う 漁法		7月25日（正午）から9月15日まで

- 2 漁場区域内に次の表のとおり、ア欄の区域においてイ欄の期間にあゆ友釣り専用区を設ける。

ア 区域	イ 期間
笠置大橋上流端から笠置発電所堰堤までの木津川本流	5 月 26 日から 9 月 1 日（正午）までの期間内で、組合が定めて公表する期間
笠置発電所堰堤上流 150mから大河原発電所堰堤下流 150mまでの木津川本流	

- 3 前 2 項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

（禁止区域）

- 第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間は採捕をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
全漁業権魚種	高山ダム・下流 300mの区域	周年
	大河原発電所堰堤上・下流 150mの区域	
	笠置発電所堰堤上流 150mの区域	

（体長制限）

- 第 5 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種		イ 全長
こい		15 c m
ふな		6 c m
うなぎ		30 c m
ます類	あまご	12 c m
	にじます	15 c m

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は年券においては次の表の額の20%以内、日券においては、50%以内をそれぞれ、加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あまごを除く全魚種	第3条に規定する漁具漁法(ごっそり網漁法を除く)	年券(甲)	9,500円
		日券(甲)	3,100円
あまご	手釣、竿釣	年券(あまご)	5,200円
		日券(あまご)	2,100円
あまご、あゆ以外の魚種	手釣、竿釣	年券(乙)	4,700円
		日券(乙)	700円
	高山ダムにおける手釣、竿釣	日券	900円
全魚種	ごっそり網漁法	日券	組合員証又は、年券(甲)を所持するものは、10人まで14,000円一人増すごとに700円加算

2 あゆにかかる日券は、解禁日から10日間は、発行しないものとする。

3 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取り扱うものとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
小学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額
老年者（満75歳以上）	

（遊漁承認証等に関する事項）

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、遊漁者が他人に貸与し、又は譲渡し、及び他人から借用し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、特に組合が認めた場合は、再発行することができる。

5 組合は、あらかじめ理事会において承認した枚数の範囲内で招待券を発行することができる。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は遊漁するときは必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則の定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附則) この規則は平成 年 月 日から施行する。